

福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の自主防災組織の強化を図るため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 市町村が自主防災組織活動促進事業（以下、「活動促進事業」という。）又は自主防災組織資機材整備事業（以下、「資機材整備事業」という。）を実施する場合に要する経費に対して交付するものとし、その補助限度額等は、別表第一のとおりとする。
- (2) 自主防災組織又は自主防災組織結成を目的とする団体が活動促進事業又は資機材整備事業を実施する場合に要する経費について、市町村が補助するとき当該補助に要する経費に対して交付するものとし、その補助限度額等は、別表第一のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（第1号様式 別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式 別紙2）
- (3) 市町村の補助金要綱（補助対象経費が補助金の場合）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 活動促進事業内又は資機材整備事業内において、補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 活動促進事業内又は資機材整備事業内の別表第二に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をすること。
- (3) 事業の主要な部分に重要な変更を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場

合は、福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

（完了報告）

第7条 市町村は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業完了報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1） 実績概要書（第4号様式 別紙1）
- （2） 収支精算書（第4号様式 別紙2）
- （3） 領収書又は支払いを証する書類（写）
- （4） 活動促進事業にあっては、その実施状況が分かる写真
- （5） 資機材整備事業で単価10万円以上の備品整備に係るものにあつては、備品の写真
- （6） 資機材整備事業で自主防災組織の結成を目的とする団体への補助にあつては、自主防災組織が結成されたことを証明する書類
- （7） その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第9条 市町村は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金交付請求書（第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 市町村は、規則第18条第1項の規定により、この補助事業による補助金を交付した自主防災組織又は自主防災組織結成を目的とする団体から財産を処分する申請を受けたときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第 11 条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金交付要綱第2条関係）

	事業区分	事業主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	(1)活動促進事業	市町村	① 自主防災組織が参加する研修や訓練の実施、地区防災計画の作成に係る活動等に要する経費。	1/2 又は 4/5※	1 団体 100 千円
			② 自主防災組織以外の団体が実施する研修や訓練等の実施に要する経費。（自主防災組織設立のための研修や訓練に限る）		
			③ 上記①又は②に要する経費について市町村が団体を補助するとき、当該補助に要する経費。		
2	(2)資機材整備事業	市町村	① 新規に自主防災組織を結成しようとする町内会等の団体に対して、必要な資機材を配備するための経費。	1/2	1 団体 150 千円
			② 既存の自主防災組織に対して、必要な資機材を配備・更新するための経費。 ただし、活動カバー率の向上に資する事業に限る。		
			③ 上記①又は②に係る経費について市町村が団体を補助するとき、当該補助に要する経費。		

（注）活動促進事業について、市町村が複数の団体を対象に研修・訓練等を開催する場合は、団体を回数に読み替える。

※活動促進事業において、補助率が 4/5 となる条件は、以下の①～③のいずれかに該当する場合とする。

- ①地区防災計画の作成に係る活動であること
- ②県の地域防災サポーターを活用した活動であること
- ③消防団と連携した活動であること

別表第二（福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金交付要綱第4条関係）

経費区分	
1. 報償費	
2. 旅費	
3. 需用費	
	消耗品費
	印刷製本費
	燃料費
4. 役務費	
	通信運搬費
	保険料
	手数料
5. 使用料及び賃借料	
6. 備品購入費	
7. 補助金	

（注１）次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- （１） 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- （２） 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- （３） 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構
築物等
- （４） 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

（注２） 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から
当該年度の３月３１日までの期間とする。